

## 鳥取県告示第 372 号

平成 24 年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達工事」という。）の一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定調達工事資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

なお、平成 22 年鳥取県告示第 348 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成 23 年鳥取県告示第 433 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づいて認定された資格を有する者は、当該資格及びこの告示に基づいて認定された資格のいずれも有する者とみなす。

平成 24 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた直前審査（法第 27 条の 23 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）であって、審査基準日が平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、同年 12 月 31 日）までの間のもの（経営事項審査の申請の日が同年 3 月 1 日以降の審査にあつては、その結果について法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けているものに限る。）をいう。以下同じ。）を入札参加資格の申請の日（以下「申請日」という。）までに受けていること。
- (4) 直前審査に係る審査基準日前 1 年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては 2 年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては 5 年間）又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- (5) 2 の (1) により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

### 2 申請手続

#### (1) 提出書類

ア 平成 24 年度鳥取県特定調達工事資格申請書（様式第 1 号）、入札参加資格希望票（様式第 2 号）及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）

a 申請日までに受けた経営事項審査の結果通知書の写し（直前審査に係る経営規模等の評価の申請と同時に特定調達工事資格申請書を提出する場合を除く。）

b 工事経歴書（様式第 3 号）（直前審査に係る審査基準日前 1 年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に限る。）

c 建設業許可の通知書の写し

(イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）

a 経営事項審査の結果通知書の写し

b 営業所一覧（様式第4号）

c (ア)のbの書類

d 建設業許可の証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）

e 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）

f 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

イ 様式第1号、様式第2号又は様式第4号の書類の記載事項に変更を生じた場合は、平成24年度鳥取県特定調達工事資格申請事項変更届（様式第5号）を(4)の提出先に提出すること。

(2) 提出時期

随時

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857 - 26 - 7347、7454）

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成23年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として特定調達工事資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に特定調達工事資格が付与されているときは、特定調達工事資格の再認定を申し出なければならない。

4 特定調達工事資格の審査結果の通知

特定調達工事資格の審査結果については、文書により通知する。

5 特定調達工事資格の有効期間

特定調達工事資格を付与された日から平成25年3月31日（特定調達工事資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、知事が当該事実を確認した日の前日）までとする。

別表

発注工事種別										
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称	
土木一式工事 (土)		一般	-	土木一般	鉄筋工事	(筋)	-	-	鉄筋工事	
		プレストレスト・コンクリート	-	P C	ほ装工事	(ほ)	-	-	ほ装一般	
		港湾	-	港湾工事	しゅんせつ工事	(し)	-	-	アスファルト しゅんせつ工事	
		解体	-	土木解体	板金工事	(板)	-	-	板金工事	
建築一式工事 (建)		一般	-	建築一般	ガラス工事	(ガ)	-	-	ガラス工事	
		解体	-	建築解体	塗装工事	(塗)	一般	-	塗装一般	
大工工事 (大)		-	-	大工工事	区画線工		-	-	区画線工	
左官工事 (左)		-	-	左官工事	防水工事	(防)	-	-	防水工事	
		一般	-	とび等一般	内装仕上工事	(内)	一般	-	内装一般	
とび・土工・コンクリート工事 (と)		交通安全施設	-	交通安全施設	内装仕上工事	(内)	豊工	-	豊工	
		法面処理	一般	-	法面一般	機械器具設置工事	(機)	-	-	機械器具設置工事
			法面植生工	-	法面植生工	熱絶縁工事	(絶)	-	-	熱絶縁工事
			法面保護工	-	法面保護工	電気通信工事	(通)	-	-	電気通信工事
			落石防止網工	-	落石防止網工	造園工事	(園)	-	-	造園工事
		アンカー工	-	アンカー工	さく井工事	(井)	-	-	さく井工事	
石工事 (石)		-	石工事	建具工事	(具)	-	-	建具工事		
屋根工事 (屋)		-	屋根工事	水道施設工事	(水)	-	-	水道施設工事		
電気工事 (電)		-	電気工事	消防施設工事	(消)	-	-	消防施設工事		
管工事 (管)		-	管工事	清掃施設工事	(清)	-	-	清掃施設工事		
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)		-	タイル等工事							
鋼構造物工事 (鋼)		一般	-	鋼構造物一般						
		鋼橋	-	鋼橋						

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）・中区分・小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。  
（例 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事）
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。  
船舶を使用して実施する工事、潜水士を使用して実施する工事、船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 3 土木解体に係る工事は、ダム、橋、防波堤等の構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事とする。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体に係る工事及びこれらに類似する工事とする。

平成24年度鳥取県特定調達工事資格申請書

受付番号	
------	--

鳥取県知事 平井 伸治 様

平成24年度において、鳥取県で行われる特定調達工事に係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

建設業許可番号	国土交通大臣 (鳥取県)知事	第	号	申請時において許可を受けている建設工事の種類
申請者 (主たる営業所)	(フリガナ) 所在地等	〒	- 電話番号 - - ファクシミリ - 都・道・府・県 E-mail	(一般)
	(フリガナ) 商号又は名称			(特定)
	(フリガナ) 代表者名	役職名	氏名 印	
	(フリガナ) 書類作成者名	氏名	電話番号 - -	

入札参加資格希望票

〔競争入札に参加を希望する建設工事の種類別表〕

大区分	中区分	小区分	経審申請	希望欄	完成工事高 (千円)	大区分	中区分	小区分	経審申請	希望欄	完成工事高 (千円)
土木一式工事	一般	-				鉄筋工事	-	-			
	プレストレスト・コンクリート	-				ほ装工事	一般	-			
	港湾	-				しゅんせつ工事	アスファルト	-			
	解体	-				板金工事	-	-			
建築一式工事	一般	-				ガラス工事	-	-			
	解体	-				塗装工事	一般	-			
大工工事	-	-				防水工事	区画線工	-			
	-	-									
左官工事	一般	-				内装仕上工事	一般	-			
	交通安全施設	-					置工	-	-		
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	一般				機械器具設置工事	-	-			
		法面植生工				熱絶縁工事	-	-			
		法面保護工				電気通信工事	-	-			
		落石防止網工				造園工事	-	-			
		アンカー工				さく井工事	-	-			
石工事	-	-			建具工事	-	-				
屋根工事	-	-			水道施設工事	-	-				
電気工事	-	-			消防施設工事	-	-				
管工事	-	-			清掃施設工事	-	-				
タイル・れんが・ブロック工事	-	-			その他工事	-	-				
鋼構造物工事	一般	-				合計					
	鋼橋	-									

注意事項

- 「経審申請」の欄については、希望工事ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している場合に 印を記載すること。
- 「完成工事高」の欄については、審査基準日前1年間の完成工事高を希望工事種ごとに記載すること。
- 「希望」の欄については、「経審申請」及び「完成工事高」の両方の欄又は「経審申請」の欄及び様式第3号の工事経歴に記載があり、当該工種に係る資格を希望する場合に 印を記載すること。なお、印の記載がなければ、入札参加資格を認めることはできないので、記載の際は十分に注意すること。
- 「合計」の欄に記載する額は、直前審査に係る完成工事高の合計額と一致すること。

# 工事経歴書

No. \_\_\_\_\_

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	着工年月	
						完成又は完成予定年月	着工年月
					千円	平成 年 月	平成 年 月
					千円	平成 年 月	平成 年 月
					千円	平成 年 月	平成 年 月

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	着工年月	
						完成又は完成予定年月	着工年月
					千円	平成 年 月	平成 年 月
					千円	平成 年 月	平成 年 月
					千円	平成 年 月	平成 年 月

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	着工年月	
						完成又は完成予定年月	着工年月
					千円	平成 年 月	平成 年 月
					千円	平成 年 月	平成 年 月
					千円	平成 年 月	平成 年 月

**注意事項**

- 1 希望工種が特殊工事である場合及び希望工種が特殊工種ではないが直前審査に係る審査基準日前1年間に同種工事の施工実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に施工実績がある場合に記載すること。
- 2 直前審査に係る審査基準日前1年間に同種工事の施工実績がない場合であっても、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては審査基準日前2年間、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）及び鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあっては審査基準日前5年間に実績がある場合は記載すること。
- 3 希望工種に属する工事の中で代表的なもの（3件を限度とする。）を、記載すること。
- 4 記載された工事の内容が確認できるものとして、当該工事の請負契約書、仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。
- 5 請負代金は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。

# 営 業 所 一 覧

営業所 No.	営業所名	許可を受けた建設業		所在地 (郵便番号・電話番号・市区町村コード)	代表者 職・氏名	指名通知の発送を希望する 工程
		特 定	一 般			
計 箇所						

**注意事項**

- 1 主たる営業所を除き、鳥取県の入札参加資格に基づき指名通知を発送する営業所として登録を希望する営業所について記載すること。
- 2 登録を希望する営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所とすること。
- 3 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般又は特定に分けて記載すること。
- 4 「指名通知の発送を希望する工程」の欄には、希望する工程のうち、当該営業所に指名通知の送付を希望するものを記載すること。ただし、当該営業所に指名通知先を特定した場合は、主たる営業所への送付は行わない。  
また、一つの希望工程について、複数の営業所の登録は行わない。

様式第5号

平成24年度 鳥取県特定調達工事入札参加資格審査申請事項変更届

鳥取県知事 平井 伸治 様

平成 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
建設業許可 (大臣・知事)



入札参加資格の審査に係る申請書類に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。  
なお、現在契約中の建設工事は、別記のとおりです。  
記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

(別記)

工事名	場所等	契約期間	請負金額	既受領額	所管課

注意事項

- 1 県内業者は、所在地を所管する総合事務所県土整備局建設総務課へ提出すること。(提出部数：2部)
- 2 県外業者は、県土整備部県土総務課へ提出すること。(提出部数は、持参の場合は2部とし、郵便等の場合は1部とする。)
- 3 変更事項に係る変更内容を証する書面(原本又はその写し)を添付すること。
- 4 建設業許可に係る変更がある場合は、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写しを添付すること。